

# 食品リサイクル法の施行状況

## (平成25年6月14日第6回合同会合資料2の 24年度統計データ差替版)

平成26年3月31日

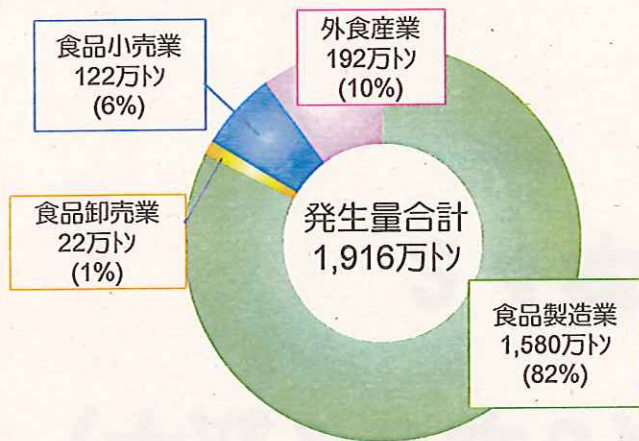
農林水産省・環境省



# 食品産業における食品リサイクルの現状

- 食品廃棄物等の発生量は、平成24年度で1,916万トンとなっており、このうち食品製造業が約8割を占めている。
- 食品循環資源の再生利用等実施率は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下している。
- また、再生利用の内訳を見ると、飼料、肥料の割合が高く（特に食品製造業においては、飼料の割合が高い）、登録再生利用事業者も肥飼料化で85%となっている。

## 食品廃棄物等の発生量（平成24年度）

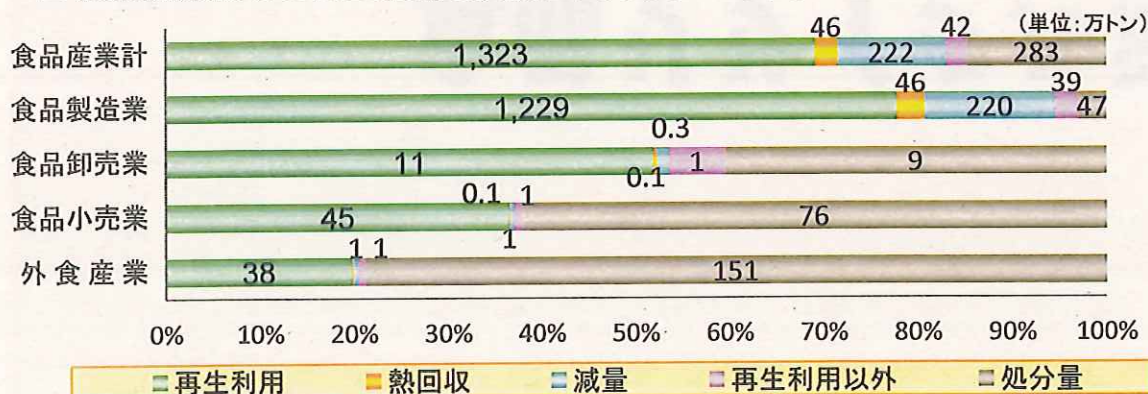


## 食品循環資源の再生利用等実施率（平成24年度）

業種	年間発生量 (万t)	業種別実施率目標 (%)	再生利用等実施率 (%) ( )の数字は再生利用等実施量							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,580	85	95 (1,693万t)	11 (201万t)	69 (1,229万t)	75 (923万t)	18 (219万t)	7 (88万t)	2.3 (44万t)	12 (220万t)
食品卸売業	22	70	58 (14万t)	9 (2万t)	47 (11万t)	30 (3万t)	46 (5万t)	24 (3万t)	0.3 (0万t)	1 (0万t)
食品小売業	122	45	45 (62万t)	12 (17万t)	32 (45万t)	45 (20万t)	36 (16万t)	19 (8万t)	0.1 (0万t)	1 (1万t)
外食産業	192	40	24 (48万t)	4 (9万t)	19 (38万t)	30 (11万t)	37 (14万t)	33 (12万t)	0.1 (0万t)	1 (1万t)
食品産業計	1,916	—	85 (1,817万t)	11 (229万t)	62 (1,323万t)	72 (958万t)	19 (254万t)	8 (111万t)	1.9 (44万t)	10 (222万t)

(注)実施量は四捨五入の関係で合計が合致しないことがある。

## 食品廃棄物等の再生利用等実施量（平成24年度）



(参考)食品リサイクル制度における取組の優先順位  
①発生抑制 ②再生利用(飼料化を優先) ③熱回収 ④減量

## 登録再生利用事業者(179社)による再生利用事業種別内訳 (平成26年2月末現在)

再生利用事業	件数
肥料化事業	120
飼料化事業	58
油脂・油脂製品化事業	22
メタン化事業	9

(注)「再生利用以外」とは、食品リサイクル法で定める再生利用手法以外のもので、セメント、きのこ菌床、暗渠疎水材、かき養殖用資材等である。  
資料：「食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者からの定期報告結果」及び「食品循環資源の再生利用等実態調査」による農林水産省統計部の推計結果より計算

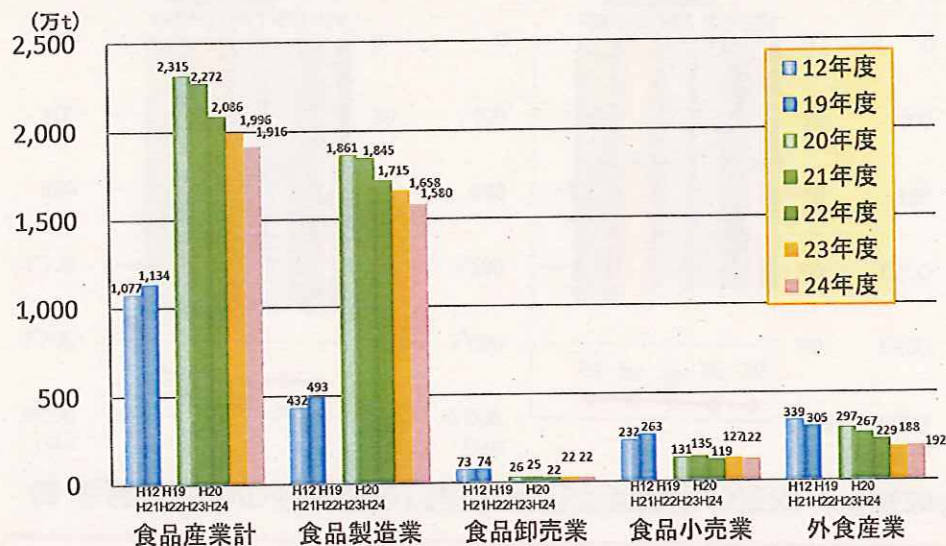
(注)一事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、種別の件数の計と事業者数とは合致しない。



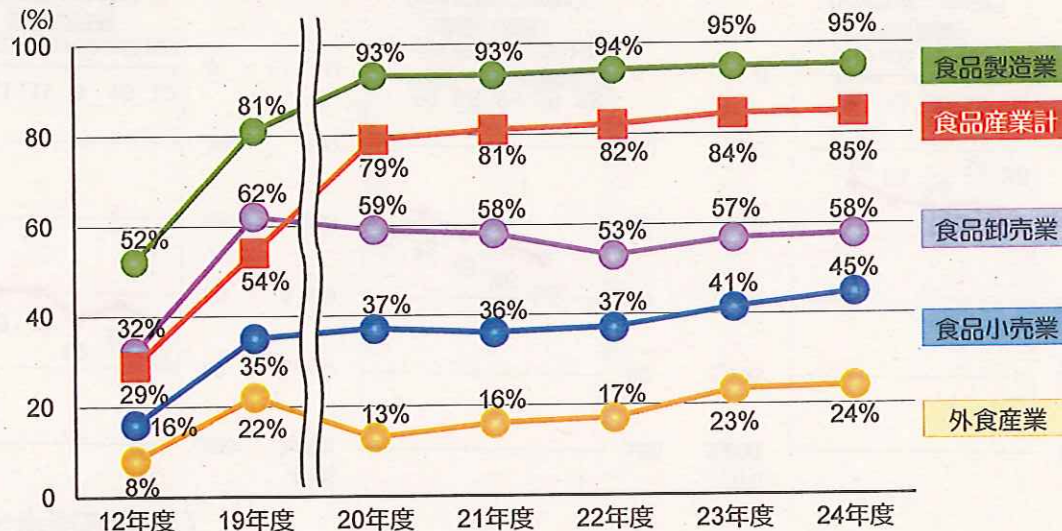
# 食品産業における食品廃棄物等の発生量及び再生利用等実施率の推移

- 食品廃棄物等の発生量は、統計調査の開始年度である平成12年度から平成19年度までは約11百万トンで推移していたが、平成20年度以降は約23百万トンから20百万トンとなっている（農林水産省統計部が推計）。この乖離は、平成20年度から年間の発生量100トン以上の食品関連事業者からの定期報告が義務付けられたことを踏まえ、このデータを活用して推計することで精度が向上し、より実態に即した数値となったためである（発生量の実態把握が進んだものであり、「増加」したものではない）。
- 食品循環資源の再生利用等実施率は、調査を開始した平成12年度（法制定時）では29%であったが、平成19年度（法改正時）までに62%まで上昇。推計方法を変更した平成20年度は79%、平成21年度は81%、平成22年度は82%、平成23年度は84%、平成24年度は85%となっており、実施率は上昇傾向にある。

## ■ 食品廃棄物等の発生量の推移



## ■ 食品循環資源の再生利用等実施率の推移



## ■ 参考：食品廃棄物等の年間発生量等が大きく変わった要因

### 【食品製造業】

平成19年度：4,928千ト

平成21年度：18,449千ト (13,521千ト増)

- 平成19年度実績までは、少数の事業者の排出量が大宗を占める業種（糖類製造業、精穀・製粉業及び動植物油脂製造業など）の中で、発生量が多い事業所の統計調査結果が得られておらず、推計値が過小に算出。

### 【食品卸売業・食品小売業】

平成19年度：3,366千ト

平成21年度：1,598千ト (1,768千ト減)

- 平成19年度実績までは、本来、発生量と従業員数は関連性が低いにもかかわらず、従業員規模別に階層分けし調査標本を設定していたことから、食料・飲料卸売業及び各種食料品小売業などの業種の中で、推計標本として発生量の大きい事業所が多く抽出され、推計値が過大に算出。

### 【外食産業】

平成19年度：3,048千ト

平成21年度：2,672千ト (376千ト減)

- 比較的大規模な事業所が少ないことにより、1事業所当たりの発生量がほぼ変わらないため、全体量もほぼ変わらない。

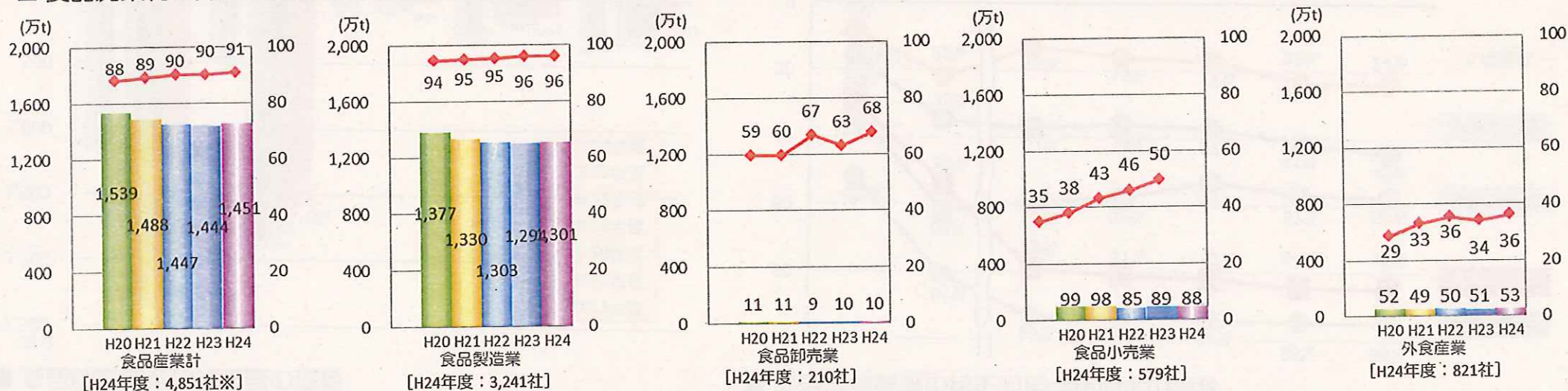
● 平成21年度からは、100トン以上の事業者の発生量等がほぼ悉皆で算出される定期報告の結果と、調査対象を100トン未満の事業所に改めた統計調査とを合わせて推計する方法に変更したため、本来、発生量の多い食品製造業の実態に即した結果が反映され、年間の発生量は大きく変動することとなった。



# 食品リサイクル法に基づく定期報告の結果からみた食品リサイクルの現状

- 食品リサイクル法に基づく定期報告の結果（発生量100t以上）における食品廃棄物等の発生量は、平成20年度以降年々減少傾向であったが、平成24年度は1,451万トンであった。
- また、再生利用等実施率は、平成20年度が88%、平成21年度が89%、平成22, 23年度が90%、平成24年度が91%と年々上昇傾向にある。
- 定期報告の結果からみれば、業種別の再生利用等実施率は、食品製造業96%、食品卸売業68%、食品小売業50%、外食産業36%となっており、再生利用等実施率目標を既にクリアしている食品製造業と食品小売業以外の業種でも目標到達に近い値となっている。

## 食品廃棄物の発生量及び再生利用等実施率の推移（平成20年度～平成24年度）



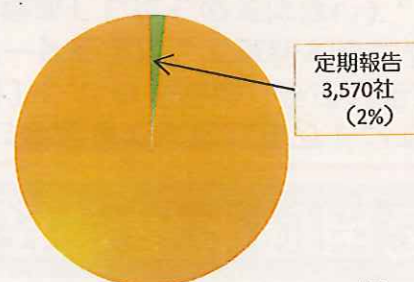
※：業種別は延べ企業数

## 定期報告事業者（100トン以上）の再生利用等の状況

業種	年間発生量 (万t)	業種別実施率目標 (%)	再生利用等実施率 (%)							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,301	85	96	11	69	78	16	7	3	14
食品卸売業	10	70	68	14	53	32	49	19	0	0
食品小売業	88	45	50	16	34	47	33	20	0	0
外食産業	53	40	36	10	24	44	28	28	0	2
食品産業計	1,451	-	91	11	65	76	17	8	3	12

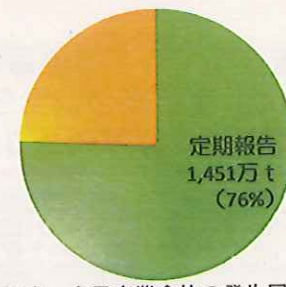
## 参考：食品産業全体に占める定期報告対象企業及び発生量の割合

### ▼ 定期報告提出企業の状況



[H24年度 食品産業全体：約190,000社]

### ▼ 食品廃棄物等の発生量の状況



[H24年度 食品産業全体の発生量：1,916万t]